

出席議員(17名)

|     |        |   |     |        |   |
|-----|--------|---|-----|--------|---|
| 1番  | 森 裕樹   | 君 | 2番  | 加藤 滋   | 君 |
| 4番  | 平間 幸弘  | 君 | 5番  | 桜場 政行  | 君 |
| 6番  | 吉田 和夫  | 君 | 7番  | 秋本 好則  | 君 |
| 8番  | 斎藤 義勝  | 君 | 9番  | 平間 奈緒美 | 君 |
| 10番 | 佐々木 裕子 | 君 | 11番 | 安部 俊三  | 君 |
| 12番 | 森 淑子   | 君 | 13番 | 広沢 真   | 君 |
| 14番 | 有賀 光子  | 君 | 15番 | 舟山 彰   | 君 |
| 16番 | 白内 恵美子 | 君 | 17番 | 水戸 義裕  | 君 |
| 18番 | 高橋 たい子 | 君 |     |        |   |

---

欠席議員(1名)

|    |       |   |
|----|-------|---|
| 3番 | 安藤 義憲 | 君 |
|----|-------|---|

---

説明のため出席した者

町長部局

|                      |       |   |
|----------------------|-------|---|
| 町長                   | 滝口 茂  | 君 |
| 副町長                  | 水戸 敏見 | 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長       | 伊藤 良昭 | 君 |
| 総務課長 併<br>選挙管理委員会書記長 | 加藤 秀典 | 君 |
| まちづくり政策課長            | 鈴木 仁  | 君 |
| 財政課長                 | 相原 光男 | 君 |
| 税務課長                 | 佐藤 芳  | 君 |
| 町民環境課長               | 安彦 秀昭 | 君 |
| 健康推進課長               | 佐藤 浩美 | 君 |
| 福祉課長                 | 平間 清志 | 君 |
| 子ども家庭課長              | 鈴木 俊昭 | 君 |

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 農政課長 併<br>農業委員会事務局長 | 瀬戸 諭 君    |
| 商工観光課長              | 斎藤 英泰 君   |
| 都市建設課長              | 水戸 英義 君   |
| 上下水道課長              | 曲竹 浩三 君   |
| 槻木事務所長              | 五十嵐 眞祐美 君 |
| 危機管理監               | 大川原 真一 君  |

教育委員会部局

|          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 船迫 邦則 君 |
| 教育総務課長   | 森 浩 君   |
| 生涯学習課長   | 水上 祐治 君 |
| スポーツ振興課長 | 石上 幸弘 君 |

その他の部局

|        |         |
|--------|---------|
| 代表監査委員 | 大宮 正博 君 |
|--------|---------|

---

事務局職員出席者

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 平間 雅博 |
| 主 査    | 佐山 亨  |

---

議事日程 (第3号)

平成30年3月7日(水曜日) 午前9時30分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 安部 俊三 議員
- (2) 安藤 義憲 議員
- (3) 森 裕樹 議員
- (4) 有賀 光子 議員
- (5) 広沢 真 議員

第 3 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 4 議案第41号 固定資産評価審査委員の選任について

第 5 議案第 4 2 号 町道路線の変更について

第 6 議案第 4 3 号 町道路線の認定について

---

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

(1) 安 部 俊 三 議員

(2) 森 裕 樹 議員

(3) 有 賀 光 子 議員

(4) 広 沢 真 議員

第 3 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 4 議案第 4 1 号 固定資産評価審査委員の選任について

第 5 議案第 4 2 号 町道路線の変更について

第 6 議案第 4 3 号 町道路線の認定について

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、3番安藤義憲君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番安部俊三君、12番森淑子さんを指名いたします。

---

---

### 日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

11番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔11番 安部俊三君 登壇〕

○11番（安部俊三君） 11番安部俊三です。大綱1問について質問いたします。

**児童、生徒の体力づくりを一層推進すべき。**

スポーツ庁が2月13日に、2017年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）を公表しました。それによると、宮城県内の児童生徒の体力合計点は、対象となった小学5年、中学2年の男女ともに全国平均を下回りました。宮城県は、2017年度の結果において47都道府県別の順位で小学5年男子が33位、小学5年女子が37位、中学2年男子が27位、中学2年女子が41位という結果でした。

調査は、全国の国公私立の小5と中2の男女が対象で、握力や上体おこし、50メートル走など8種目を点数化し、体力合計点80点満点を算出したものです。このうち、宮城県については、

県教育委員会が公立の小学校382校1万9,320人、中学校206校1万8,946人について発表しています。県内の体力合計点は、小5、中2男女ともに全国平均を下回りましたが、小5男子で53.53点、前年度53.06点となり、全国平均54.16点、前年度53.92点との差がわずかに縮まりました。また、全国的に伸び率が高い女子の体力合計点は、小5で微減したものの中2では48.87点、前年度48.01点で、過去最高点を記録しています。種目別では、握力が中2女子を除き全国平均を上回りましたが、ほかは多くの種目で下回る結果となっています。特に低水準が目立ったのは、小5の立ち幅跳びと中2のハンドボール投げでした。

県教育委員会は、体力テストの低迷が続く背景には、児童生徒の運動量や意識の低さがあると分析しています。小学校で1週間の運動時間が60分未満と答えた児童は全国平均を上回り、それを反映してか、小5、中2男女とも全国より肥満傾向にあります。2012年に策定した宮城県スポーツ推進計画では、2017年度までに子どもの体力が全国水準を上回ることを目標に掲げましたが、達成には至りませんでした。県教育委員会は、今回は厳しい結果となったが、肥満解消を目指す健康教育と運動しながら、子どもの体力の底上げを図りたいとしています。

以上のことを踏まえつつ、本町の児童生徒の体力の向上と体力づくりの一層の推進を願い、次のことについて伺います。

1点目、本町における2017年度の全国体力テストの結果はどのような状況だったのでしょうか。

2点目、本町の各小中学校もいろいろと工夫しながら児童生徒の体力づくりを推進していると思いますが、より一層の成果を上げる取り組みの具体策などの考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 安部俊三議員の質問にお答えします。

体力づくりの推進について2点ございました。

1点目、平成29年度の児童生徒の全国体力テストの結果についてです。

今回公表された平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、柴田町全体の小学校5年生及び中学校2年生の体力合計点についてはまだ公表されておられません。公表されている平成28年度の体力合計点の結果につきましては、小学校5年生では男子・女子ともに県の平均を上回り、国の平均と同程度でした。中学校2年生では、男子は県の平均と国の平均を下回りましたが、女子は県の平均と国の平均を上回りました。

2点目、より一層の成果を上げる取り組みについてです。

これまで町内の小中学校では、運動の日常化の工夫に取り組んできております。成果を上げる取り組みとしましては、小学校では持久走・長距離走の記録会を定期的に設けるなどして走力を高める工夫や、児童の苦手な運動種目の力を高める工夫を体育の授業に取り入れております。また、業間や昼休みの時間には、投げることを意識させるドッジボールやドッチビーのほかマラソンや縄跳びなどに取り組ませ、雨天時には体育館を開放するなどして児童が日常的に運動に取り組むことができるよう配慮しております。

中学校では、体育の授業が始まる前に生徒が自主的に走ることを取り入れるなど、持久力への関心を高める取り組みを行っております。また、生徒の苦手な運動種目にかかわるトレーニングメニューを工夫して補助運動として取り組ませたり、タブレットに録画してみずからの動きを確認させるなど、基礎体力や技術力の向上に工夫して取り組んでおります。部活動においても、部活動対抗駅伝大会を定期的に行うなど、体力向上や持久力を高める活動を積極的に行っております。

また、仙台大学との連携では、町内の小中学生の体力向上と運動習慣を身につけさせるため、柴田町トップアスリート育成事業に取り組んでおります。中でも、教員を志す学生が年間を通して教育活動を支援してくれる放課後先生事業では、今年度も40名の学生に小中学校の体育の授業補助や中学校の部活動指導の支援など教育活動の支援に協力してもらっております。また、大学の先生方による町内の児童生徒の体力・運動能力調査への支援や、教員を対象とした体力テスト測定方法の講習会なども行っております。今後も仙台大学と連携し、本町の児童生徒の現状を踏まえ、さらなる体力向上に向けて積極的に事業を推進してまいります。

なお、本町では、太陽の村に冒険遊び場を整備しており、ふわふわドームやターザンロープなどの遊びを通して、自然の中で子どもたちが積極的に体力づくりに取り組んでおります。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） それでは、再質問させていただきます。

今回の本町における全国体力テストの結果は、まだ平成29年度はわからないということ、公表されていないということですがけれども、以前と比較すると、平成28年度と比べていいでしょう、向上している傾向にあると見ているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今議員おっしゃるとおり、平成29年度に関しては町全体の合計と

いうことで出てはおりませんが、学校ごとのそれぞれ8種目のものは出ています。平成28年度と27年度を比べた場合、その体力合計点、小学5年の男女と中学2年の男女、全学年が27年度よりも体力合計点は上回っております。ですので、27年度から28年度にかけてはやはり体力の増進に図られているかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 今、平成28年度と27年度を比較してということなんですけれども、その場合、各学校や種目別において特別といった、特徴的なこととして体力の向上が見受けられるものはあったのでしょうか。その辺をお答えいただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 平成27年度、28年度と比べた場合、まず、特徴的には小学校5年生男子なんですけど、20メートルシャトルラン、それから立ち幅跳びということで、この2つに関しては27年度に比べ、どちらも大幅に数字が、立ち幅跳びに関しては12センチほど伸びているという部分があります。女子に関しては、小学校5年に関しては上回る種目が4種目、下回る種目が3種目ということで、大体上回っておりますが、平均的な数字になっておりますが、若干、ソフトボール投げが下回っている状況であります。

中学校に関しては、やはり男子は全般的に伸びてはおりますが、県平均、国平均に比べればどの種目も若干低い状況にはあります。下回る状況にあります。中学校の女子に関してはやはり全国的な伸びと同じように、本町においても8種目中7種目が上回っていると。1種目、上体起こしということが、これが下回ってはおりますが、これも県平均並みには、同程度にはなっているという状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 次に、全国体力テストの対象者をご承知のように小学5年生、中学2年生であります。その他の学年、例えば小学4年生、中学1年生といった児童生徒を対象として体力テストを実施したことはないのかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 全国においては、今議員おっしゃられたとおり小学校5年生、中学校2年生なんですけど、宮城県においては小中高等学校体力・運動能力調査ということで、小学校1年生から町では中学校3年生まで各学年を通して8種目の体力測定を行っておりまして、その調査記録カードというものを小学校から中学校まで、こういうカードなんですけど、こちらに記録をして、その児童生徒の1年から中学校3年生までの変化が見えるような形で宮城県にお

いては全学年で実施しております。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） それでは、次に、2点目に関して再質問いたします。

県スポーツ推進計画などとの絡みから、各学校に対し、健康・体力づくりに関し通達的なものはあったのでしょうか。あればお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 県のほうの計画は平成24年ですか、平成25年から10年間ということでの計画だと思うんですが、その当時、通達ということではちょっと把握はしておりませんが、その計画に基づいて「みやぎっ子元気アップ通信」という、このような通知が各小中学校に定期的を送られておまして、内容的には、体力・運動能力調査の内容とか実施に向けての準備とか練習の内容とかというものが、各小中学校に通信ということで通知が行っている状況がございます。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 次に、今、県のほうをお伺いしましたけれども、町教育委員会独自で健康・体力づくりに関し、各学校にその取り組みについて指導的なことを行った経緯はあったのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 町として各学校へということですが、宮城県においては子どもの体力・運動能力向上に関するということで、担当する教員のほうに講習会等を開催しております。それで、柴田町においては宮城県教育委員会のほうから体力・運動能力向上出前研修指導教員ということで、1人、小学校に指導員という方がおります。そういうことで、町内においては出前講座ということで、平成29年度においては東船岡小学校と槻木小学校において体力テストを行う教員に出前講座ということで研修会を実施させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 関連がありますのでお聞きしておきたいと思っておりますけれども、柴田町ではトップアスリート育成事業を、先ほどの回答にもあったとおり展開していますが、改めてその内容と児童生徒に係る事業概要、目指すものなどをお伺いします。また、成果といたらよいのでしょうか、特筆すべきものがあれば伺っておきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） トップアスリート事業のほうは、平成27年度から実施して



おりまして、内容的には、放課後先生、仙台大学塾、それから、総合型地域スポーツクラブのアシスタントマネジャーの育成、体力・運動能力の向上、これは子どもたちですね。それから、トップアスリートを招致しての交流・指導、総合型地域スポーツクラブの運営・支援、それから、仙台大学の施設を使ってのスポーツ教室、最後にスポーツ少年団の連携ということで、こういう内容で行っております。

その目的とか目指すものとしましては、町内の小中学生の体力向上と運動習慣を身につけさせることよってみずからの夢実現と意欲的にみずから学ぶことを身につけてもらうということと、それから、子どもたちが成長してトップアスリート、それか指導者として柴田町に戻ってきてまして、子どもたちの体力向上やスポーツの普及・振興に貢献してもらおうというのが目的でございます。

特筆する成果としましては、まずは、放課後先生に教員を目指す学生が、今は小学校、中学校全校にわたりまして平成28年度でいきますと40名の学生が登録しまして、放課後や授業のほうに、学校のほうに来まして、補助的な指導をするという形をやっております。また、仙台大学塾では、これは夏休み期間中なんですけれども、小学生、それから中学生を対象に延べ873人が仙台大学に集まりまして、小学生でいきますと夏休み帳を中心とした学習、それから中学生は5教科の学習について学生の指導によってそこで学習する、勉強するというので、平成28年度事業を行っております。それから、あとは、体力・運動能力調査の測定機器、これは平成27年度に各学校とも統一化しました。特に立ち幅跳びのマット、それから握力計、それから長座位の測定器、これらも全て統一化しまして、そのデータを今とっているところでございます。

それから、トップアスリート育成事業の中の目玉としまして、トップアスリートの交流ということで、ことしは仙台のプロバスケット、89ERS（エイティナイナーズ）の選手が来まして、船岡小学校、柴田小学校で児童と交流、それから実際にバスケットボールをするというふうな授業を行っております。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 最後になりますけれども、最初に聞けばよかったですけれども、町内3中学校男女の運動部活動への加入率、出ていると思うんですけども、どうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中で、生徒質問というこ

とで、部活動と地域スポーツクラブに所属していますかということでの質問がまず1つあります。そちらでは、柴田町の中学校2年生なんですが、運動部に90.7%、文化部に3.1%、スポーツクラブ等に14.2%ということで、全国的に言うと運動部は78.5%ということで、柴田町は運動部に入っている児童生徒が男子のほうは90%くらい、女子ですと75%が運動部に入っていると。全国的にいうと58.3%ということで、やはりこちらにも運動部に入っている生徒が多いという状況で、昨年5月、町内中学校の1年から3年までの全体の加入率なんですが、男子がやはり同じように1年から3年まででも合計で男子は90.7%が運動部に入っていると。女子のほうは68.7%ということで、やはりこちらの運動能力調査と全学年を通して同じような結果にはなっているということになっています。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて11番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次の質問者、3番安藤義憲君は欠席のため、柴田町議会会議規則第60条第4項の規定により、3番安藤義憲君の一般質問の通告は効力を失うこととなります。

次に、1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） 1番森裕樹です。

**在宅高齢者に対する訪問理美容サービスの取り組みは。**

内閣府の平成29年版高齢社会白書によると、我が国の総人口は平成28年10月1日現在1億2,693万人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,459万人となり、総人口に占める割合も27.3%となりました。また、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となるのが平成37年、2025年と見込まれています。本町も例外ではなく、平成37年には高齢化率が31.6%になる見込みです。

そうした中で、高齢者の方がいかに自立して健やかな生活が送れるかということが課題だと考えます。高齢期には生活習慣病予防だけでなく、身体機能、生活機能の低下を予防すること、つまり、介護予防がより重要であり、高齢者の要介護状態の防止、そして、要介護状態の重度化の防止に取り組んでいかなければならないと考えます。

要介護状態の重度化を防止するための1つの取り組みとして、訪問理美容サービスによる身体整容があります。加齢などによる身体のふぐあいによって、ベッドで過ごす時間が長くなり、外出の機会が減ってくると、他人との接触が少なくなることが考えられます。他者に見られる、

または、見せるために汚れを気にしたり身だしなみを整えることができる理解力や判断力は、自立のための基本です。また、身体を清潔に保つことだけでなく、理美容師によるサービスを受けることは、心理的・精神的にリフレッシュし、生活の質の維持・改善に資する面があるとされ、要介護状態の軽減や悪化の防止につながると考えます。

厚生労働省も、在宅高齢者などに対する訪問理美容サービス事業を積極的に活用するよう各都道府県に勧めています。市町村によって要件や実施内容は違いはありますが、具体的には各市町村で認定した方に訪問理美容のチケットや助成金を支給し、利用者の負担を軽減して、訪問理美容サービスを受けてもらうというもので、宮城県内でも既に開始している市町村もあります。

本町においても、高齢者の身体整容に対し、介護予防及び介護状態の重度化防止という観点から、地域共生社会の推進に向けて取り組んでいくべきだと思いますが、町の考えを伺います。

- 1) 在宅高齢者などに対する理美容サービスの認識と見解は。
- 2) 理容・美容事業者との情報交換は。

以上、質問させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森裕樹議員、在宅高齢者に対する訪問理美容サービスの取り組みで2点ほどございました。お答えをいたします。

高齢者の頭髪管理に当たっては、衛生管理面からも定期的な頭髪管理が重要かつ必要と考えております。

介護保険法に基づく訪問介護サービス保険給付に該当させて理美容を行う場合、指定訪問介護事業所の訪問介護員として、理容師・美容師資格を有し、あわせて介護福祉士等の資格を有する者が身体整容の範囲内でサービス提供することになります。しかし、残念ながら、宮城県内ではこの訪問介護サービスを提供している市町村はございません。

しかし、県内では、高齢者福祉サービス事業として、在宅の高齢者で理容室や美容室に出向くことが困難な方が居宅で理美容サービス提供が容易に受けられるよう、理美容師を派遣するための出張費等を助成している自治体がございます。

本町においては、出張理容サービスはNPO法人によって実施されております。また、同法人以外にも理容や美容業者が出張サービスを提供していることは確認しております。NPO法人の出張サービスは、在宅や施設を問わないので、高齢者の方々にはぜひ申し込みの上、利用

していただければと思っております。

2点目、これまで、理容・美容業者との在宅高齢者サービスや介護施設でのサービス提供について、柴田町地域包括ケアネットワーク連絡会の在宅福祉部会で、出張理容サービスのNPO法人と情報交換を行っております。しかし、理容組合や美容組合との情報交換は行っておりませんでしたので、今後、在宅高齢者への理美容サービスについて意見交換を実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ご答弁、ありがとうございます。

この宮城県内において、先ほど町長の答弁にもありましたように、出張訪問というか、訪問理美容サービスを既に始めている市町村がございます。例えば条件つきでは、各市町村で条件は異なるんですけれども、例えば大衡村では、寝たきりの高齢者の方に対し、年4回を限度に出張助成金として2,000円、栗原市は、65歳以上で要介護3以上、または寝たきりなどで理美容事業所に行くことが困難な高齢者の方を対象に年4回を限度に1,500円の補助、また、栃木県那須町では、在宅で要支援・要介護認定者、外出困難者へ1回当たり3,000円、年間4枚利用券を配付しているとのこと。ちなみに、栃木県那須町の高齢者人口というのは平成27年度の時点で8,941人となっており、先ほどの利用券の利用者は41名、年間ですね。利用回数は67回と。介護保険制度市町村特別給付による事業費という形で充てているんですが、年間では20万1,000円という形で予算をつけていたようでございます。このように、近隣市町村だけではなく、全国的に介護保険を利用した訪問理美容サービスを開始している市町村があるということなんです。

本町ではNPO法人が施設等、在宅等に伺ってやっているという状況であるという話でしたが、柴田町として施設、在宅ですか、の介護を必要としている、自分で理容・美容室に行けないという人たちに対して、今の状況できちっと対応できているのかどうかというのをちょっとお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 高齢者の方が理容の利用をしているかということですが、やはり自分でみずからお店のほうに行くということができない方については、先ほど町長答弁でも申し上げたとおり、町内の法人で登録されている方が、在宅、それからデイサービスセンター、それから特別養護老人ホーム等に出張して、そのサービスを提供しているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 実際、今はまだそんなに需要、なくはないですけどもそんなにまだ多くはないのかなというふうには思うんですけども、実際この先、先ほど申し上げましたとおり、介護を必要とする方々というものが必ず必要になってくると思うんですね。そのことを踏まえて、町のほうでも少し、先ほど町長の話にもありましたが、理美容業者との連携をしっかりととっていく必要があるのかなというふうに思います。その理容料金だったり、訪問料という形で理美容業者にお支払いする金額というの、やはり介護を受けている本人だけでなく、介護を受けさせると言うことと変ですけども、その家族ですね、の負担にもやっぱりつながることになるかと思うんです。その辺しっかりと家族の意見なんかも聞き入れながら、どういう状況なのかということも話し合いながらいただければというふうに思います。

こういった各自治体で訪問理美容を実施している背景というのが、先ほど申し上げました身体整容というのが挙げられるかと思うんですけども、先ほど町長のお話にもありましたが、訪問介護員、いわゆるホームヘルパーの方が行っている場合もあるというふうにお聞きしています。目にかかる髪を整える程度の髪の手入れを行うことは可能であるというのが、ホームヘルパーの部分であると。これはあくまでも介護の一環であるというふうに考えております。介護予防における身体整容というのには、直接的につながっているのかなというのがちょっと疑問が残るところでもあります。身体整容というものは、ご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 身体整容と言われるものについては、日常的に身体を清潔に保っているというふうなことで、それに必要な入浴であったり、下着の交換とか、そういったものを保つといったことで、必要なものであるというふうな認識をしております。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 身体整容というものを行うメリットとして考えられるものは、他者に見られる、また、見せるために、汚れを気にしたり、身だしなみを整え、体の清潔を保つことによって心理的・精神的自立につながり、社会の中で自立した相互関係を維持するために有効だというふうに言われているということだと思うんですね。この訪問理容サービスの積極的な活用を促すような文書などは、国・県のほうからは来たりしているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それについては、平成29年3月13日付厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知ということで、各都道府県宛てに通知が来ているもの

があります。その中に、在宅高齢者に対する理容・美容サービスの積極的な活用ということで通知をいただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ということで、やっぱり国・県などから積極的にこのようなサービスを行っていきべきだという指導というか、課長通知になるかと思うんですけども、来ているという状況だと思います。ぜひ、本町でも検討していく必要があるのではないかというふうに思います。

次に、理容・美容事業者との情報交換という点でお聞きしたいと思います。先ほど町長答弁でもありましたが、在宅福祉部会というものでお話し合いがされているという状況だとお聞きしました。その中で、先ほど申し上げましたような在宅の訪問、在宅または訪問理美容サービスの重要性というものは、お話になられたことはございますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 話というふうな形で、その重要性というふうなテーマで話し合ったということではなくて、高齢者の方が実際に髪の毛が伸びて非衛生的な状態になっているということから、どのような対策が講じられるかというところで情報交換をしたり、先ほど言った訪問サービスを提供している法人があるということで、そういった事業所の確認をしたりということで、実際にこの理美容の重要性というところの協議はしているところではございません。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

きちっとした情報交換を行っていくという中で、先ほどのNPO法人の方々もおられるということだったんですけども、その方々だけではないということも認識されているかと思うんですね。その中で、先ほど課長が言いました課長通知というか、平成29年3月13日に出された通知についての中身ですね。外出困難な高齢者に対する理容・美容サービスの活用の選択肢について下記のとおりまとめましたという流れで、管下市町村に周知を図るとともに「管内の理容業生活衛生同業組合、美容業生活衛生同業組合と連携いただき」というふうな文言が入っているかと思うんですね。これはなぜ、先ほどお話にまざられているNPO法人だけでなく、管内の理容業生活衛生同業組合、美容業生活衛生同業組合の方と連携していただきということがわざわざ文言として入っているのはなぜだと思いますかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 理容業、それから美容業については、ちょっと私も詳しくは知りま

せんが、やはり組合としての活動があるかと思えます。また、統一的な価格の協定とか、そういったそのほかにも情報交換が組合等において行われているということから、介護に当たりましては、在宅で理美容をする場合における注意事項とか、それから、衛生管理の仕方とかというのが組合の中で研修等で行われているものと考えます。そのために、組合を中心に自治体としても意見交換、それから、サービスの提供に当たっての調整なんかをしていただければ、要するに個人でやっている場合のばらばらな状態を統一できて、統一的なサービスができるということがあるということで、組合を中心に協議を進めてくださいということだと考えております。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 私もそうだと思うんですね。理容組合、美容組合に関しては、各組合にもよるんでしょうけれども、例えば衛生的な部分ということで毎年、保健所との共催で衛生講習会などを実施していたり、万が一に備えた賠償保険なんかにもしっかりと加入しているという観点から、恐らく厚生労働省のほうからこういう通達が来ているのかなというふうに思っております。実際、理容師法、美容師法の中にも、この出張理容・美容をするというところで、基本的には事業所を持っている業者が好ましいというふうにも載っております。それはなぜかと言いますと、資格を持っている人が車でずっと行ってやってきてしまい、その場合、衛生的な重大な事故等があった場合にやっぱり対応できないと。なおかつ、それを市町村のほうで介護保険のほうからその訪問出張費というものを助成しているとなればさらに問題が大きく広がってくるものではないかなという懸念から、こういう指導が来ているのかなというふうに思います。

やはりこのサービスというのは、先ほどから何度も言っていますように、身体整容という部分と、高齢者、高齢者の家族の負担というものをきちっと町がバックアップして、各市町村によってはサービス内容、要するに介護状態が3以上ですよとか、各状態も違うと思うんですね、条件も。そこをしっかりと事業者さん、あと組合さんですか、などしっかりと情報交換をした上で、この柴田町に合ったスタイルで率先して情報交換をしていただきたいと思いますというふうに思うんですが、実際、情報交換というか、意見交換をしていただけますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） もちろん、意見交換、組合を通じて、今年度はもう時間がありませんので、新年度以降、協議を進めてまいりたいと思います。特に、今回のサービス提供に当たっては、保険を適用させるもの、適用させない場合、それから、保険適用外にした場合は一般

の高齢福祉事業というふうな形のものになりますし、あと、保険適用であってもどちらであっても、在宅だけなのか施設なのか、それから、保険適用であっても今度は要介護度を含めてどこまでをサービス適用のものにするのかというふうなところもありますので、やはり町だけで単独でなかなか進めることは難しいので、ぜひとも現場のほうをしっかりと把握しております組合さんと連携して協議を進めたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。しっかりと協議していただいて、確かに今年度というのはなかなか難しいとは思いますが、協議するだけではなくて、本町でも実施していくという前提で、前向きな協議、前向きな情報交換というのをお願いしたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、この訪問理美容サービスを実施することにより、要介護者の衛生的で健康的な生活を支援するとともに、家族の負担を軽減し、健やかな高齢社会、地域住民が支え合う地域共生社会の推進に向けて、事業者との意見交換を早急に行っていただきまして、介護保険特別給付による訪問理美容サービスの実施をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

**ただいまから休憩いたします。**

10時35分から再開します。

午前10時19分 休憩

---

午前10時35分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） 14番有賀光子です。大綱1問質問いたします。

**子どもの心のケアハウスについて。**

子どもの抱えるさまざまな問題を解決するため、心理の専門家によるスクールカウンセラーが学校に配置されております。不登校、いじめに関する指導や、最近では発達障がいの子どものへの対応などで必要性は高まる一方です。



柴田町では、平成30年度から、みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業に取り組みます。この事業は、東日本大震災に起因する心の問題等により学校生活に困難がある児童生徒の居場所づくりなどを目的とするものであり、不登校傾向にある児童生徒への初期対応や、不登校にある児童生徒への自立支援を学校、適応指導教室及び関係機関と連携して行うため、市町村が行う支援体制の整備を支援し、学校外における児童生徒の学校復帰支援体制の構築に資することを目的とするものです。

そこで、伺います。

1) ケアハウスの支援内容は。

2) 子どもの心のケアハウスの設置場所は。

3) この事業の補助期間は5年間（平成28年度から平成32年度）ですが、町ではその後も継続していきますか。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 有賀光子議員の質問にお答えします。

大綱1問、子どもの心のケアハウスについて3点ございました。

1点目、ケアハウスの支援内容についてです。

町内の各小中学校では、不登校など特別に支援を要する児童生徒の課題改善に向けて、教職員が継続的・組織的にきめ細やかな支援を行ってきております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、自立支援相談員、特別支援教育支援員を配置し、宮城県教育委員会の登校支援ネットワーク事業や適応指導教室の仙南けやき教室など、外部機関の協力も得ながら取り組んできておりますが、不登校児童生徒の出現率は県平均を上回っている状況となっております。

今回開設しようとする（仮称）柴田町子どもの心のケアハウスは、不登校対策の推進役として、スーパーバイザーを2名配置し、自立支援相談員などこれまで不登校などの課題改善に取り組んでいただいたスタッフを統括して体系化した指導体制を構築するとともに、関係機関との連携のより一層の強化を図り、不登校状態の児童生徒の学校復帰及び社会的自立に資することを目的に設置するものでございます。

子どもの心のケアハウスの支援内容は、3つあります。1つ目は、教育相談窓口として保護者・子どもからの相談への対応や家庭訪問などを行う心のサポート機能、2つ目は、不登校状態にある児童生徒に早期に学校復帰支援への対応を行う適応サポート機能、3つ目、学習面に

課題を抱える児童生徒への学習支援を行う学びのサポート機能です。これら3つの役割を複合的に機能させ、不登校状態の児童生徒に安心できる居場所を提供し、集団生活への適応や基礎学力の向上を目指して、相談支援、適応支援、学習支援をこれまでよりも手厚く行い、児童生徒の学校生活への復帰を支援してまいります。

2点目、設置場所についてです。

船岡公民館1階の調理実習室を改修して開設いたします。不登校状態の児童生徒の安心できる居場所、また、保護者の相談窓口としまして、学校以外で町内全域から通所しやすい場所、駅から徒歩でも通所することができる場所として船岡公民館を選定いたしました。なお、施設改修の際には、学習スペース、相談室、事務室などを整備するとともに、建物の西側に出入り口を新設することで児童生徒や保護者が通所しやすい環境といたします。

3点目、県の補助事業期間後の継続についてです。

本事業は、宮城県のみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業補助金を活用するものです。この事業は平成28年度から実施されており、平成32年度までの5年間の事業年度となっており、本町は平成30年度から平成32年度までの3年間で補助事業として実施いたします。事業に対する補助率は、スーパーバイザーなどの人件費や事業経費が10分の10となっており、施設の維持管理費が3分の2補助となっております。当面は補助事業としまして3年間取り組み、不登校状態の児童生徒に一人でも多く通所してもらい、学校復帰を目指して支援を行ってまいります。その後、継続が必要な場合には、改めて町の単独事業としまして実施することを検討してまいります。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 平成30年度から始めるということで、柴田町には前にはけやき教室がありました。今は白石のほうに移っておりますけれども、以前は柴田町の方向名か通っていましたが、現在は白石はけやきのほうはどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 仙南けやき教室の状況でございますが、白石にありますが、柴田町から3月現在、中学生5人が通所ということで、平成29年度5人となっておりますが、今現在、通所されている生徒に関しては2人となっております。平成29年度、5人が利用いたしましたが、今現在、通所しているのが2人となっております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今現在2人が白石のほうに通っているということで、結構、

交通がかなり不便ということで、たとえ今回こちらができるとなると、こちらのほうのお話をするのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） やはり、白石まで通うということが児童生徒にとっては大変な状況であるという話も保護者のほうからもお聞きしました。ですので、今回こちら、心のケアハウスということで町内に設置するというので、今後、選択肢の1つとして仙南けやき教室、またはこちらのケアハウスでの学習支援ということで、選択肢の1つとはなるかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今後、こちらができるとなるとお話しするというので、それで、今、白石まで通っているということで、交通費はどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 交通費に関しては保護者負担ということでお願いをしておりますが、学校のほうで証明書を出すことによって学割での通学に、運賃ということで通学をしているという状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今後、今回の心のケアハウス事業は交通費もこちらのほう、補助が出るということで、例えば今度こちらをするとき、柴田町としては、例えば公共施設のバスを出すとか、送り迎えのそういうことは考えているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 宮城県内でこの子どもの心のケアハウスを運営している団体、平成29年度現在で13市町ございますが、それぞれ自治体によって運営の仕方がいろいろあるようです。学習支援を主に行うということであれば、町内にいる児童生徒を迎えに行ってこちらのケアハウスまで、勉強ということで通所、迎えに行き通所してもらうという形をしているところもありますし、今後、柴田町といたしましては、今後立ち上げていく中で、どのようなニーズがあるか、その辺も検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、13市町が今回のこちらの事業に取り組んでいるということで、その中でそういうふうに送り迎え、送迎をやっているところというのは何カ所あるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 詳しくははっきりと把握はしておりませんが、大河原町のほうで行っているケアハウスにおいては、学習支援を行う上でなかなか自宅からこちらまで、ケアハウスまで来るのが困難というか、迎えに行き、連れてきて、学習支援する児童生徒がいるということで、大河原町ではそれが実施されているということは聞いております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） では、今は大河原町だけが出しているというふうに捉えていいんでしょうか。では、後で教えていただければと思います。

次、柴田町でも不登校の生徒がいるということで、現在は小学校、中学校は何名になっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 不登校ということで年間欠席累計が30日を超えている児童生徒ですが、1月末現在で小学校で16人、中学校で46人おります。不登校といたしましても、今言いましたように30日欠席ということになればこの人数になりますが、全く来ていないということではございません。やはりおくれて来るなり、来られるときに来ているということで、そういうことでその人数になっております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、小学校が16人、中学校が46人とお話ありましたけれども、何年生が一番多いんでしょうか、内訳は。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学年で言いますと、やはり中学生ですと1年、2年、3年と進んでいく中で3年生がふえているということで、やはり3年生が多い状況にはあります。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） この前、蔵王町のほうで、不登校のほうにも力を入れているということでちょっとお聞きしましたら、向こうは学校が、意外と人数が少ないんですね。不登校が6名ぐらいしかいないということで。それで、その中で小学校6年生から中学1年生になるとき、その境目が一番不登校が多くなるという状況でしたが、柴田町ではどうでしょうか。今、中学3年生が多いということですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 宮城県においても中学校で不登校になる生徒の半数が中学校1年生からなっているということで、中1不登校ということで宮城県の中ではそういう特徴がある

んですが、柴田町においてはやはり中学校2年、3年生ということで、学年が上がるにつれて不登校になっていくという特徴がございまして、中学校2年、3年生が大きい人数になっているというのが今の状況です。中学校においては、小学校から中学校に入学してくる際に、小学校で不登校だったという情報に関してはちゃんと引き継ぎをされ、やはり中学校においてまず最初、入学式、そういう入学式に出席をしていただくということで、中学校では最初からそういう対応をするということでやっていただいておりますので、中1からという部分では少ない状況にはなっております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 中学校2年、3年が多いということなんですけれども、高校のほうに入学、高校のほうには進んでいるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 中学校3年生時に不登校だった生徒に関しては、やはり大半の生徒に関してはそれぞれ高校受験をし、進学をしている生徒が大半でございます。あと、高校に進学をしていない生徒というのは、本当にごくわずかな人数だったと思います。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、進学していない方がわずかな人数というと、正確に教えてください。何名。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 正確な人数、ちょっと今把握しておりませんので、大体、本当にわずかな人数というか、大半がそれぞれ高校に進学している状況であることは間違いありません。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 進学していないというのは、理由というか、そういうのはわかるんでしょうか。どうして進学しないのかというのは。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 申しわけありません。人数、また理由については正確なところは把握しておりません。今現在、持ち合わせておりません。申しわけありません。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 前回の一般質問のときに、小学校で相談している方がずっと同じで、せっかく顔なじみになって、ずっとやってもらってすごく子どもにとっても安心ができたということで、中学になったらあなた今度こちらの担当になりますからという感じで受けて、す

ごく本人も不安になって、ちょっと不登校にもなったという相談を受けたんですね。その後、チラッと同じ方ができないのかどうかというのを前に質問したんですけども、今はどのような状態になっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 相談をされていた方はスクールカウンセラーでしょうか。（「はい」の声あり）やはりスクールカウンセラーですと、学校ごと、小学校中学校ごとということになっております。そういう意味では柴田町においては自立支援相談員、町独自の相談員を各小中学校に配置しております。その相談員においては担当諸中学校、小学校も担当し中学校も担当するという相談員もおりますので、そういうことでは自立支援相談員のほうは同じ方が持ち上がるという状態もありますので。ただ、スクールカウンセラーは県のほうで学校ごとに配置をしているということで、どうしてもスクールカウンセラーの方がそのまま小学校から中学校へというのはなかなか難しい状況ではありますが、そのかわり、自立支援相談員等ほかの相談員の対応という部分では、そういうふう引き継ぎ等も行っているかと思っておりますので、スクールカウンセラーについてはちょっと難しいという状況は変わっておりません。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今言ったような相談とかそういうのは、町のほうにはあったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教育委員会のほうには、例えば学校の中で特別支援教育支援員さんが担当している、小学校で学習支援等で担当していただいた方が、中学校へ行ってしまうと、そういう意味ではその方と信頼関係があってやっとな学校に来ていたという部分でちょっと手が離れてしまうというような相談、どうにかならないかというお話はありますが、それもやはり同じように、小学校中学校間で引き継ぎを行って対応していくということで今は行っている状況です。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 県のほうの事業として、スクールソーシャルワーカーが結構どこの町でも少ないということで、県のほうに要望しているというお話でしたが、柴田町では大丈夫なんのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） スクールソーシャルワーカー、今1名ということでお願いしてい

るんですが、スクールソーシャルワーカーに介入していただいたほうがいいケースというのがやはりふえてきております。外部福祉とかそういうほうにつないで、家庭等も、学校だけの問題ではないというケースも出てきておりますので、やはり1人で対応というのはなかなか厳しい状況になっておりますので、平成30年度、県のほうに1名増員ということで今お願いをしている状況です。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今度は新しく心のケアハウスが柴田町でもできるということで、そうすると、こちらが今度拠点というか、そんな感じになっていくんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 先ほども教育長答弁をいたしました。まず、今までそういうふうな不登校とか学校単位、それから自立支援相談員、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等のやはりそういう子どもたちの情報等を、まず、この子どもの心のケアハウスが総括的に一元化的にして連携を強化をしていくということで、子どもの心のケアハウスはそういう意味で中心的な役割を果たしていくということで今考えております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） こちらのほうで、先ほど町長のお話でスーパーバイザーを柴田町では2名を置くというお話がありましたけれども、この方たちが学校と家の循環、回って、訪問とかして、相談に乗るような感じにするということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） スーパーバイザー2名ということで、先ほども答弁しましたが、この心のケアハウスの中にスーパーバイザー2名と、先ほど言った自立支援相談員、スクールソーシャルワーカー等が、そういう人材を総括して配置してこういう体系化した指導体制をつくっていくということで、スーパーバイザーも、訪問等も、学校訪問も行い、場合によっては家庭訪問等も行うということで今考えております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、こちらのほうの職員は何名になるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今考えているのは、スーパーバイザー2名、それから、もともといた自立支援相談員3名なんです。やはり強化をするということで、自立支援相談員を4名、あと、今後、人数があるということであれば、学習サポーターを2名ということで今は考えて

おります。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうしますと、この学習支援のサポーターが2名ということで、例えば不登校とか学校には行っているんですけども学習面がいまいちというか、ついていけないというか、そういう方もこちらのほうで応援していくという感じでいいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 心のケアハウスのほうでも学習支援を行うということでは考えておりますが、例えば今、学校のほうで、教室とかまたは別室において学習をしている児童生徒がおる場合でも、学校の中にいるのであれば学校の中での支援ということでは考えていきたいと考えております。今考えているのは、自宅、在宅で、やはり学校にはなかなか行けない児童生徒の学習支援ということでこちらのケアハウスのほうは考えておりますので、今学校のほうに行って教室なり別室登校ということで勉強している児童に関しては、学校での支援ということとは検討をしております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） では、今質問したような方は学校へ行って支援をするということで、あくまでこちらは不登校とかそちらのほうを目的にするということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校のほうでも特別支援教育支援員等が学習支援も行っておりますが、やはりそういう意味で今回ケアハウスのほうで学習サポーター等も配置する予定ですので、学校のほうでそれが必要であればそういう形もあるのかなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） この前、昨年12月21日に大河原で、大河原の子どもの心のケアハウスのほうを視察させていただきました。大河原は結構前から、こちらのほうに力を入れていきたいというお話がありました。そして今回、県のほうから、こういう国の補助の事業の話で、早速平成28年度から大河原も始めたということで、大河原はやっぱり2つに、先ほど言った学校へ行かない、行きたくても行けない、教室に入ることができない、入りたくても入れない生徒、ほかにもう一つが、不登校にはなっていないが学習面に課題を抱え、将来、不登校にならないように心配される児童生徒、こちらも学習支援を行うようにしているそうです。それで、柴田町はどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。



○教育総務課長（森 浩君） 柴田町においても、やはり不登校傾向ということで、不登校ではないんですが学校におくれて登校するとか、やはり教室での授業になかなかじめないとか、放っておいてしまうと不登校になってしまう児童生徒に対して早期に対応するというので、そういう学習支援という部分は今回、ケアハウスを設置することによってここは強化をしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 大河原のほうでも職員は7名、支援員が5名、退職教員が2名、宮城教育大学生が3名、あと、毎週土曜日が学習のほうをやっているということで、こちらにも力を入れているみたいでした。それで、現在、平成28年度から始めて現在29年度の1年間の不登校の件数がどうだかという、若干減っていると言うんですね。それで、2016年度、30日以上欠席者が32名、90日以上欠席者が11名、病気事由の長期が9名、こちらが、2016年度が30日以上欠席者が32名だったのが28年度が20名に減ったということで、あと、90日以上も11名から5名減っているということで、それなりに結構結果が出ているというお話を受けました。

あと、先ほどの送迎のほうも、行って、そして顔を見て、やっぱりひきこもりだからなかなか家から出るというのが大変だということで、送迎をして、先生が顔を見て、そして連れてきて、ケアハウスのほうに来て、おもしろいということでいろいろお話をしながらするというふうにやっているんですけども、そういう意味でも大事だと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） やはりこのケアハウスを設置をするということは、不登校児童生徒を一人でも少なくするというので対応していくことが大事かと思っております。やはり大河原町のほうはそういう意味で、なかなか来ることができない、通所ができていない児童生徒を車で送迎をしているという部分は、そういう意味では聞いてはおります。柴田町においては、やはり基本的にはケアハウスに児童生徒が自分で通ってくると、保護者とお話し合い等を行って、ケアハウスのほうに通って学習を行うという部分からまず始めていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 県のほうでも、全体的に見ても、県のほうでもケアハウスになってから2年たつということで、結構、21名が学校復帰につながったという結果が出ていましたので、今、保護者と一緒にお話しして、しっかりお互いに納得できるような感じで、こちらのほうを

これから設置するということでやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱1問質問いたします。

**介護保険の制度改正によって第7期介護保険事業計画はどのように変わるのか。**

昨年、介護保険法が、非常に短い国会の審議時間で、具体的な問題点が明らかにならないうちに改正されました。改正の内容では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と、「介護保険制度の持続可能性の確保」の2つの柱で具体化が進められました。制度改正と第7期介護保険事業計画での具体化、介護保険利用者へどのような変化と影響があるのか伺います。

- 1) 「現役並み所得」者の利用料3割化の影響は。
- 2) 総報酬割とはどんなものか。
- 3) 介護サービス費の負担上限引き上げの影響は。
- 4) 介護医療院の創設については。

以上、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、介護保険の制度改正によって第7期介護保険事業計画はどのように変わるのかということで4点ございました。

1点目、介護保険法の改正により介護サービスの利用者負担額の割合が3割になる方は、本人の合計所得額が220万円以上、かつ年金収入とその他の合計所得金額が340万円以上の場合、対象となります。

また、同一世帯に他の第1号被保険者がいる場合には、本人の合計所得額が220万円以上、同一世帯に属する第1号被保険者全ての年金収入とその他の合計所得金額の合算が463万円以上の場合、対象となります。

ただし、3割負担の利用者においても、実質利用者負担額が月額4万4,400円を限度額としておりますので、これ以上の負担が生じることはございません。

本町の被保険者で3割負担に該当する被保険者数は、平成29年8月11日の負担割合証発行時の所得で判定し試算しますと、44人になると見込まれております。

2点目、総報酬割とはどんなものか。

現行の加入者割と言われるものは、第2号被保険者の介護保険料を健康保険組合などの各医療保険者が第2号被保険者数に応じて負担する仕組みとなっていました。このため、第2号被保険者の1人当たり保険料負担額は、医療保険者ごとの加入者数で決まることから、被用者の給与額の高い医療保険者の被保険者では保険料の負担が低くなり、給与額の低い医療保険者の被保険者では保険料の負担が高くなっていました。

そのため、平成29年度から総報酬割と言われる被保険者間で各医療保険者の総報酬額に応じて介護保険料を負担する仕組みが導入され、単純に加入者人数だけを勘案する加入者割と異なり、財政力の豊かな医療保険者により多くの負担を求める方法に変わりました。

実施に当たっては、激変緩和措置の段階導入となっており、平成29年度と平成30年度は報酬割合が2分の1、平成31年度は4分の3、平成32年度から全面实施となります。

3点目。平成29年8月から、介護サービスに係る利用者負担額の限度額が後期高齢者保険の限度額並みに引き上げられました。引き上げによる影響については、昨年8月からの高額介護サービス給付費の状況からその影響を調査しましたが、8月サービス提供から11月までの給付費支払い実績からは、対象者の増減、支払い金額の変動が見られておりませんので、介護保険の利用を控えることなどの影響が出ているかの判断ができない状況でございます。

町内のケアマネジャーに確認しましたところ、1割負担の利用者については上限額の引き上げの影響は出ていないということで、2割負担者については上限額の引き上げによる利用者負担額が増額となりましたが、利用者負担額の軽減のため、ケアプランの変更の申し出はないそうでございます。

4点目。介護保険の施設サービスとしては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類のサービスがあります。このうち、介護療養型医療施設については、現段階では平成35年をもって廃止となる方向です。

平成30年度から、新たに今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者受け入れやみとり・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな施設が介護医療院でございます。

介護医療院の開設を促進するため、病院や診療所から介護医療院への転換の場合には、旧病院や診療所の名称が引き続き使用できるものとなっております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今回、福祉課長大活躍ですが、私で最後ですのでよろしく申し上げます。

今回の介護保険の問題は、去年、国会で法制度が改正されていますが、審議時間が非常に短い中で決められたもので、その中で十分に懸念を持つものが解消されていないということの中、町としてどういうふうに考えるかということ、1つは、介護を受ける人のサービスが介護抑制につながるようなことにならないかということ、それから、もう一つが、制度の変更によって保険者として運営している介護保険特別会計にどういう影響を及ぼすのかということ、それからもう一つの観点、介護の受け皿となる町内の介護事業所にとってどういう影響があるのかという、この3つの観点で幾つか質問をしたいというふうに思います。

それで、今回の介護保険の制度改定ですが、特に今年度というか、平成30年度の国の介護保険関連の予算については減額とはなっていないんですが、ただ、今回の制度改正の趣旨そのものが、厚生労働省の意向よりもかなり財務省の社会保障費削減というような意向が強く取り入れられており、そして、先日の介護保険の第7期の事業計画の説明の中にもありましたとおり、自立支援ということが大きくクローズアップされています。できる限り介護から卒業する人をつくって、将来的に介護保険の予算を引き下げたいという国の意向があらわれている中での制度改定だということで、そういう中で、1つ大きな矛盾が生まれるのではないかという懸念を持ちます。

ここ数年来、毎年のように細かな制度改定があって、担当する課としても毎回の制度改定で対応が非常に大変だったのではないかなというふうに思いますが、ただ、その中で見てきているのは、1つは、下手をすれば介護サービスの抑制につながりかねない状況でしたが、でも、あくまで介護の利用を希望する人に真摯に向き合って、その中で介護抑制にはつながっていないというふうに私も思っていますので、その点についてはぜひ引き続き頑張っていただきたいということなんです。

ただ、今度の制度改定では、介護サービスを希望する人に真摯に向き合えばジレンマを抱える、そういう制度変更の内容が含まれていると思います。ですから、ぜひとも、苦しい中でも、今までの立場を貫けるようにということをお願いしたいなと思います。

最初に質問で挙げていた1つ目の現役並み所得3割なんですが、特に大きな変動はないのではないかなということなんです、3つ目の質問のかかわりで、負担上限引き上げの影響と3割化のかかわりというのはどうなるのか。2割化になった場合の人でも大きな影響はなかったということなんです、今回の3割化について、当然結果は出ていないんですが、影響としてどのようなようになるのか、考えていることを伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 利用者の負担割合が変わるということで、これまで全国どこに行っても介護保険の負担については1割というふうな形で進めた事業であります。やはりこの制度そのものの存続、持続性の確保の上から、どうしても高所得者に対しての負担を多くしていかなければ難しい状況になったというふうに算定されている内容だと思います。それを踏まえて、町のほうとしましても、負担割合が増加するといったことについては制度上やむを得ないものと考えているところですが、改めて、2割の方の負担が多くなってからの期間がまだ少ないということで、実際的にはその給付のほうの影響というのがどのくらい出ているか、なかなか判断が難しい状況になっています。

その上で考えますと、サービスを控えるというふうなことは、先ほどケアマネジャーからの聞き取り調査をした上では今のところは発生していないと。まして、それを丹念に、プランを変更するわけですけれども、生活が苦しくなって大変だというふうな、要するに介護保険の利用者負担が多くて生活に影響しているんだというふうなところについては、その2割になった方だけについては余り聞いていないです。ただ、1割負担の方については、やはり低所得者の方について、非課税世帯とかというふうな形になるかと思えますけれども、その方については1割負担でもやはり苦しいという意見は聞いているところであります。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） おっしゃるとおり、2割に変えてから今回3割に引き上げるまでも、実際国のほうでもろくに検証を行った形跡がない中でやられているので、当然、町のほうで影響を推しはかるというのは難しいんだと思うんです。その部分については引き続き注視をさせていただいて、そこでサービスの抑制につながらないような、3割負担というのは変えられないことではあるので、ケアマネジャーさんとケアプランについて、サービスが抑制にならないような形でのケアプランを組んでいただく。難しい話ですけれども、というふうに見ていただくということで、引き続き努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、介護医療院ということなんですけれども、具体的な話というのはいろいろ調べてみてもまだ出てきてはいないんですが、1つ気になるのは、これによって柴田町の介護保険特別会計にとって大きな医療給付費の増が見込まれるのではないかという懸念なんです。そのあたりについて何か、私の知らないところで枠組みとか扱いについて情報があれば示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ただいまおっしゃいました新しい介護医療院については、一般的に

は介護保険のほうの給付ということになります。医療に係る分については医療費のほうの給付になりますので、医療給付というふうに請求のほうが変わります。これまでであったところもそうではありますが、それについては今後、点数の配分、医療なのか介護なのかの配分がしっかり確定していない限りはわからないというふうなところが実情でございます。今後想定される中であっても、今までの施設の部分、先ほど町長のほうからお答えいたしました施設給付のほうであります介護療養型の医療施設のほうの利用状況からすれば、柴田町のほうでこれまで介護療養型の医療施設を利用していたところについては、ピーク時でも三、四名だったことから、介護保険のほうのその給付の影響力はかなり低いものだと思います。その人数を勘案しますと、医療的なところでその分が多くなったとしても、通常の医療給付の範囲内というふうに考えますので、影響力はそんなに大きくないというふうに判断しております。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） イメージとしては、町内で新しい特養ホームができたときに利用者さんがふえて介護給付費がどんとふえた時期があったので、それをちょっと懸念した部分があります。ですが、今後、いわゆる今社会的に猶予されている療養病床の中にいる人たちがさまようようなことになりかねない部分がありますので、その部分も含めて注視をしていただければなというふうに思います。

もうちょっと大卒のこの話をしたいというふうに思うんですが、今回、平成30年度は介護報酬の改定で0.54%プラス改定というふうになっています。ですが、そのプラス改定で、ずっと懸案になっている事業所の経営あるいは介護労働者の待遇改善という点で大きな影響があるのかどうかということも含めて、町のつかんでいる範囲で構いませんのでお答えいただきたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回の介護報酬の改定については、前回のマイナス改定からプラス改定に変わったということですが、わずかに平均的には0.54%ということになります。ただ、これは基本的なところの改定部分は余り変わっておりません。ですから、前回下がったままが基本だというふうにお考えください。ただ、5.4%上がった部分については、処遇改善加算とか、各種ターミナル等みとり加算とかという加算部分に多くの新たに細かく配分された結果というふうなことになっておりますので、そういったところからすれば、事業所について前回のマイナスの改定があったときに比べれば影響力はかなり低いものかなと思います。また、細かい加算が取れるという形になれば、現状のプラス改定が生きるのではないかというふうな考え方も

できると思っております。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） おっしゃるとおり、前回4.48%大幅引き下げが実施されたので、スズメの涙ほどプラス改定となっても焼け石に水だというふうには私も思っています。そういう中、1つあるのは、この間の制度改定の中で、特に施設に、通所介護等の制度変更もあって、当然これまで利用できていたサービスが利用できなくなるという人も出てくるし、それから、これまで受け入れていた利用者さんを受け入れられなくなる事業所も出てくるということなんです。その中にもちょっと見逃せないなというふうに思っていたのは、生活援助サービスの報酬引き下げ、それから、資格要件の緩和ということが今回新たにあります。資格を持っている人、介護福祉士など専門性のある職員は身体介護を担う者として、生活援助は資格要件を見直すということなので、そういう状況にして基本報酬が生活援助の場合には2単位引き下げられるということなんです。そうすると、これまでの人材不足の原因になっている、きつい仕事の割に報酬というか、所得が安いというような状況というのがさらに助長されるのではないかと。ということと、それから、事業所の側としては、生活援助の分をケアプランの中に組まれれば組まれるほど非採算部門にかかわってくるのではないかと。ということなんです。その辺の影響はどのように考えているでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、1つは、資格職の専門化が進むべきだというふうには捉えております。要は、介護福祉士等についてはやはり身体介助を中心にしたサービスの提供にしたほうがよろしいと。要するに、生活援助は介護福祉士でなくてもできるわけですよ。ですから、そういった場合については、今回新たに生活援助の資格を取得するための研修とか単位を設定して、その講習を受けた者が生活援助サービスができるというふうな形になってくるわけですから、そういった面では私は生活支援サービスの専門性を上げたというふうな形で、ハードルが上がったというふうな形は私は思っているわけです。もしこれに研修制度が加わっていない場合においては、一般の方が普通に生活援助サービスを提供できるということになりますので、そういったところでは、研修を受けた者が生活援助サービスをするという面ではいいことであるとは思いますが。また、介護福祉士については、専門的に身体的なサービスを提供できるということから専門性を持てるということになりますので、そういった面では、サービスを受ける側としてはいいのかなという感じはするんです。

ただし、事業者側からすれば、それだけの職員、その生活援助サービスだけの職員を雇用す

るという立場になれば、それはなかなか介護報酬でその分を賄うというのは、正職員レベルと言ったらいいんでしょうか、そういった方を雇用するのはかなり難しくなってくるのではないかと。そうすると、やっぱりパート系の職員を確保しなければならないというふうになってきますので、そういうことであれば、裾野を広げる意味ではなかなか難しいところのものもあるというふうには判断しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） おっしゃるとおり、サービスを担う職員というか、特に生活援助サービスを担う人がふえればいいんですが、1つは基本報酬が低いということと、それから、現状の事業所の経営状態で新たに雇うというのは間違いなく非正規になると思うんです。そういう点では、新たに低賃金の非正規労働者をつくり出すということと、それから、そこに対して人が集まるかという点では甚だ疑問があるということで、これまた今後の展開を見なければなりません。課長がおっしゃるとおりいいほうに向いてくれればいいんですが、やっぱり難しい部分があるのかなというふうに思います。

それで、同じ生活援助サービスですが、2018年、ことしの10月から、訪問回数が一定数を超えるケアマネジャーが市町村に届け出ることが義務づけられるということなんです。そのケアプランは地域ケア会議にかけて、自立支援や地域資源の有効活用等の観点から、必要に応じて是正を促すというふうになっています。この届け出対象となっている訪問回数は国が年1回定めるとなっていますが、実際、例示されているのを見ると、ほぼ、1日1回を超えれば届け出対象になるということなんです。この部分について、結局、現状で介護に対してインセンティブ、要するに、より自立支援を促したほうに財政的に支援があるという中で、地域ケア会議の主眼が結局のところ自立支援をいかにするかと。要するに、要介護度を下げる、あるいは、介護を離脱するのに主眼が置かれる方向性に進みかねない。一面ではそれはいい方向でもあると思うんですが、それが、実質至上命題になって、サービスの抑制につながるというおそれもあるということなんです。その部分、特にこれから10月になってケアマネジャーの仕事がふえるというのがありますが、その中で、要するに地域ケア会議にかける件数が多くなれば、そのケアマネジャーに対する視線も当然厳しくなる可能性があるわけで、その中でケアプランも訪問回数を減らしたものに自主的にケアマネジャーの意識が向いていくという、そういう可能性もあるというふうに思うんですが、そういう懸念についてはどのように考えるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現状のケアプランの立て方からすれば、過度なケアプランについて



は町のほうが適正化計画のもとに指導しているところでございます。ただ、基準以上のサービスの提供について、保険者として相談を受け、認めている事例もあります。ですから、あくまで今回のケアプランの場合、平均値以上のケアプランを立てた場合について提出が求められていることとなりますので、それについては特に指導というふうなものまでにはいかないのかなと思います。要するに、現状を保険者のほうがしっかり把握することによって適切なサービス提供をしているんだということになるから、それは問題ないんだと思います。ただ、それ以上に、居宅介護の中の限度額以上のサービス提供をしているようなケアプランについては、やはり保険者として今までのとおり指導していかなければならないというふうには考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） それと、生活援助サービスについては、今後の話もあるんですが、私、今回話しているのは今後の話がほとんどなんですけれども、もう一つは、通所介護の中で大規模デイサービスの基本報酬が大幅引き下げになるということがあります。前は小規模デイサービスの引き下げがあったんですが。

要するに、この中で、デイサービスのサービスのあり方が、介護の状態を改善する、それから現状維持する、悪化を防ぐというような観点から、むしろ自立支援を促す一定期間の利用者で、食事、入浴、歩行、日常動作の改善を促す、そういうサービスをするという方向性に持っていこうという考え方、そして、それに対していい設備があるというようなことで、事業所としてはより収益を得る方向に考えざるを得ない、背に腹はかえられない部分があるというふうに思いますので、そうすると、例えば現状改善が見込まれない方、あるいは認知症が進んでいる方などというのは、下手をすれば、事業所の考え方とすればより収益を求めるんだっただけ少ないほうがいいという考えになりかねないというふうに思うんですが、そういう部分について、当然、町としてはその部分も含めて見て指導していくというふうには思うんですが、この懸念についてはどう考えるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回の大規模デイサービスのほうに限らず、通所のほうの業務という形になりますけれども、介護からの卒業だとか離脱だとかということは、本来、あり得ない部分でございます。ただ、重度化を防止する観点だと思うんです。つまり、要介護2の方がそのまま要介護2で長らく継続して、要介護3、4になるのを少しでもおくらせるということですから、今議員さんがおっしゃったのは、卒業されたのに無理してというふうな形で点数を変

えるというふうな、そういうことではないわけですね。あくまで現状を維持することで重度化を防止するという視点になりますので、決してそこで改善が見込めるといふようなことを前提にした介護報酬の削減ではないといふふうに私は考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今回の課長のような考え方をずっと続けていただければ非常に安心できるんですが。要するに、今後、より国の制度そのものが、自立支援、そして介護保険の卒業、離脱という方向性に誘導している施策といふふうに見られます。ですから、その部分も含めて、これから今の課長のような立場を貫くのは非常にジレンマを抱えるということにもなりますので。ただ、その部分についてはぜひとも頑張ってくださいなといふふうに思います。

それと、今お話ししたインセンティブの中で、昨年の制度変更では、実際の自立支援介護給付費適正化等に関する取り組みを国が指標を決めて評価し、交付金を支給するという仕組みができました。その評価指標ですが、市町村59項目となっているのでこれを全部挙げるのも大変なんですが、その中で、市町村向けのアウトカム、結果指標として、要介護認定基準時間の変化、それから、要介護認定の悪化した人の変化というのが盛り込まれています。このことについて、当然、今までご答弁いただいている考え方に基づけば、なかなか要介護認定基準時間が減ること、あるいは認定の現状維持よりも軽くなるという人はなかなかいないといふふうに思うんですが、これを指標として出されてそこに向けてインセンティブが交付されるといふふうなことになってくると、会計を運営する側はできる限り財源があったほうが良いという発想もありますからその部分を得ようとするところは当然発想としてはありなんですが、この部分が指標になってしまうと非常にサービスを受ける側にとっては厳しい部分もあるといふふうに思うんですが、その部分については今どのような形で示されているのか、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回の市町村のインセンティブに係る通知という形で、2月28日付で厚生労働省労働保険局の介護保険計画課のほうから、通知が、点数まで載せた形で来ております。前回12月の通知については、その項目だけでございましたが、新しくそのインセンティブに係る点数配分まで来たといふふうな形になっております。

それにおいて、このインセンティブのあり方なんですが、まず、先ほど議員がおっしゃられた項目ごとに点数配分がなされており、それを基準点数とし、保険者の被保険者数を掛けて、該当する点数掛ける被保険者数でそのインセンティブの……、この場合は何て言うんですかね、

交付金になりますね、推進交付金という形で交付されるというものになります。

まず、この交付金については、予算枠は現在の介護保険の総事業の枠の国の負担額とは別の枠だということでございます。国では大体200億円ぐらいを想定いたしまして、そのうち10億円程度を都道府県、残りの190億円を市町村にその点数によって配分していくという考えでいるようでございます。つまり、そこでは改めて、事業に対する影響力というのはまず1つはないんだということを理解しなければいけないと思うんです。やらなかったことによって、国が負担すべき25%の割合が減るということではないわけですね。新たにその分を頑張った市町村には交付しますよということなので。ですから、あくまで、頑張ったというふうなものについての評価としての交付金になります。ですから、その頑張った程度をどのぐらいまで見て町が頑張れるのかというふうなことで、さらに、ここで交付金が多くなることによって、その交付金については基本的には給付費に充当してくださいというのがありますので、介護保険料の軽減に少しでもつながるであろうと。また、地域支援事業等の事業費の財源とすることが可能だということもございますので、町のほうで今のところ仮算定まではしておりませんが、計算上の点数、満点で587点になりますので、そのうちざっと目を通しただけでも200から300点ぐらいの現在柴田町としては点数配分にはなろうかと思っております。ですから、それに被保険者の1万600人ぐらいを掛けますと、二、三百万円ぐらいの交付は今後、今の状況を継続すれば受けられるんだということで、その事業費をもとに地域支援事業等の財源にしていきたいというふうには考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） その際、評価指標の中では、その59項目の評価点数配分については全部均等に配分されているのでしょうか。その辺ちょっと私、情報ないものですから。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 点数については、各項目ごと、その段階において5点だったり10点という形で配分をされて、総合計に対して先ほど言った被保険者数を掛けて交付するという形になっております。点数の配分については、5点、10点、2点とか、あと、段階的にその点数が違うものもありますので、項目が該当していれば、例えば計画書に載せているだけでも10点もらえるものもあります。ですから、やったからというよりも、計画段階からしっかりそういったものを捉えているというだけでも点数配分になっているという項目もあるということです。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 交付金の形式なので、どちらかといえば上乘せというイメージが高かつ

たということもあるんでしょう。去年の法制度改正までの議論の中では、調整交付金をインセンティブに充てるというふうな話が最初あったのが、介護業界からの反発や、それから自治体からの反発もあってそれは見送られたということなのですが、第8期計画までにはこれにも手をつけると言っているの、非常にそこは恐ろしい話なんですけれども。

そういうことも含めて、今の時点ではまだ未知数の部分もあるというふうに思いますが、全体的には今回の制度改正でも、柴田町の介護保険に関する考え方は1つ余り大きく変動はしていないということで安心をしている部分があります。これから介護を進めていくとなると、今の国の至上命題が社会保障費の削減ということで、その中でも矛先が向けられているのはこの介護保険が一番大きな部分の1つであります。これからやはり介護サービスを請け負うという人たちに真摯に向き合おうとすると、ジレンマを抱えることになりかねない。要するに、サービス抑制につながらないような施策を考える場合には、非常に悩み多き対応が必要になってくるというふうに思うんですが、今の現状で頑張っていたらいいのであれば、当面大きな低下はないのかなというふうにも思います。ぜひともその立場を堅持していただいて、実際に個別の相談でも対応、私も見えていますし、その点で十分な対応をしていただいているということもありますので、その部分を見た上で今後もその立場を貫いていただきたいということを強調して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） これにて13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時48分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、14番有賀光子さんの一般質問に対しての答弁漏れなどの分について、教育総務課長からの答弁を許します。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 不登校生徒の卒業後の進路状況ということで、答弁漏れがありまして申しわけありません。

まず、平成28年3月卒業、平成27年度の不登校は16名がおりましたが、15名が進学をし、1

人が就職、1人が家事手伝いということで在宅になります。平成29年3月卒業、平成28年度ですが、こちらは22名不登校生徒がおりましたが、21名が進学をし、1人がアルバイトということで在宅でおります。以上になります。

○議長（高橋たい子君） 有賀議員、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

お諮りいたします。日程第3、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第4、議案第41号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午後 1時02分 休 憩

---

午後 1時08分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、答弁に関しての訂正の申し出が教育総務課長からありましたので、許可をいたしたいと思います。

○教育総務課長（森 浩君） 申しわけありません。平成27年度、平成28年3月卒業の方、16名と言いました。その内訳が、進学が「15名」と言ってしまいましたが「14名」の間違いでございます。14名が進学、1名が就職、1名が家事手伝いということになります。申しわけありませんでした。

---

### 日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） それでは、日程第3、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員木島基子氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となります。木島基子氏は

平成21年7月から現在に至るまで、人権擁護に関する啓発活動や各種相談に懇切丁寧に対応されるとともに、大河原支局管内の活動では小学校や高齢者施設を訪問し、人権紙芝居や絵本の読み聞かせなどを通じて人権思想の普及高揚に努めていただいております。

つきましては、人格・識見ともに高く、人権擁護について理解のある木島基子氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第41号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第41号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第41号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております井上武雄氏が平成30年4月12日をもって任期満了を迎えることから、その後任として笠松富二夫氏を選任いたしたく提案するものでございます。

笠松富二夫氏は、国立宮城工業高等専門学校、国立仙台高等専門学校で長年にわたり建築関係の教鞭をとられておりました。また、建築士の資格を有し、現在は全国鐵構工業協会鉄骨工

場評価員、東北地区溶接技術検定委員として活躍されております。経歴からも、固定資産評価審査委員会の設置の目的である固定資産の価格に係る不服審査の専門的知識を有した方でございます。人格的にも温厚で、職務遂行能力を十分に兼ね備えた笠松富二夫氏を委員に選任したので、地方税法第423条第3項の規定により、選任のご同意をいただきたくご提案申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、議案第41号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第41号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第5 議案第42号 町道路線の変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第42号町道路線の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第42号町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

今回の町道路線の変更は、槻木字焼壇79-1から、槻木字北谷地8-1に位置する町道槻木92号線及び富沢字大仏前75から槻木字道下10-1に位置する町道富沢16号線の路線終点をそれぞれ変更するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、詳細説明を申し上げます。議案書5ページをお開きください。

議案第42号町道路線の変更についてです。道路法第10条第3項の規定に基づきまして、町道路線の変更をお願いするものでございます。

お配りしております議案第42号関係資料をごらんいただきたいと思います。平面図と変更の概要が掲載されているものでございます。

今回は、町道槻木92号線及び町道富沢16号線、2路線の変更をお願いするものでございます。平面図の上側が町道富沢16号線です。槻木五間堀川を境に、下側が町道槻木92号線でございます。図面の表記についてですが、青色の破線で表示してありますのが変更前でございます。赤色の実線が変更後となります。記号の表記ですが、道路の起点が丸印です。終点部を矢印で表記してございます。

現在、国の防災安全社会資本整備交付金事業によりまして、町道富沢16号線道路改良工事を行っておりますが、富沢字大仏前を起点として主要地方道亘理村田線までの区間を1路線として採択され、行っております。国からも、事業採択区間を1路線として管理するようご指導をいただいているところでございます。町道富沢16号線は現在の終点部が槻木五間堀川までですが、事業採択上の終点部である主要地方道亘理村田線までに変更するものでございます。

また、町道富沢16号線の終点部の位置の変更に伴いまして、平面図下側、町道槻木92号線について、現在の路線終点は槻木五間堀川までとしていますが、主要地方道亘理村田線までに変更するものでございます。

延長です。槻木92号線の変更前は669.8メートルです。変更後が240.2メートルとなります。富沢16号線です。変更前は2,116.2メートル、変更後が2,572メートルとなります。

それでは、議案書5ページにお戻りいただきたいと思います。議案書のほうで路線名、起点・終点をご説明します。

今回の変更路線です。最初に、町道槻木92号線です。起点は新旧とも変わりません。槻木字焼壇79-1地先です。終点になります。旧が槻木字北谷地8-1地先、新につきましては槻木字新遠島90-3地先となります。

続いて、町道富沢16号線です。起点は新旧とも変わりございません。槻木字大仏前75地先でございます。終点になります。旧が槻木字道下10-1地先、新については槻木字北谷地1-2地先となります。

以上が議案第42号町道路線の変更についての詳細説明になります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第6 議案第43号 町道路線の認定について

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第43号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第43号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

今回の町道路線の認定は、2路線を認定するものであります。

住宅建築が進み、生活道路として利用されている船岡字東神山中前2-3から9-1までの区間を町道船岡東66号線として、また、開発行為により整備された船岡東字神山中前7-6から7-1までの区間を町道船岡東67号線として認定するものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、詳細説明を申し上げます。議案書7ページをお開きください。

議案第43号町道路線の認定についてです。道路法第8条第2項の規定に基づきまして、新たに町道2路線について認定をお願いするものでございます。

お配りしております議案第43号関係資料をごらんいただきたいと思います。平面図と認定の内訳が記載してございます。

今回認定をお願いするのは、柴田町東神山中前地内の町道船岡東66号線、67号線の2路線で

ございます。こちらは、凡例にありますように赤色の実線で表示している路線が今回認定をお願いする路線となります。

最初に、町道船岡東66号線についてです。この路線は現在、法定外公共物として管理しているものを町道とするものでございますが、提案理由でも述べましたように、地域住民の生活道路として頻繁に利用されております。かつ、起・終点とも町道と接続されていることから、新たに町道に認定し管理の徹底を図るものでございます。

次に、町道船岡東67号線についてです。この路線は、開発によって整備された区域内の道路について生活道路として利用もされていることから、新たに町道として認定を行うものでございます。

路線の延長についてです。船岡東66号線は190.1メートル、船岡東67号線は57.7メートルでございます。

それでは、議案書7ページにお戻りください。議案書のほうで路線名、起点・終点を説明いたします。

最初に、路線名、町道船岡東66号線ですが、起点が柴田町大字船岡字東神山前2-3地先です。終点については柴田町大字船岡字東神山前9-1地先でございます。

続いて、町道船岡東67号線ですが、起点が柴田町大字船岡字東神山前7-6地先です。終点が柴田町大字船岡字東神山前7-1地先となります。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） ちょっと教えていただきたいことは、66号線なんですけど、生活道路として使われていたということなんですけど、法的な扱いは42条何項扱いでやっていたのか。ここでしか道路接しない方もいらっしゃるかと思ったので、どういうふうな扱いをされていたのかだけ教えていただきたいと思います。

それと、67号線なんですけど、開発行為によってつくったとなると、66号線が道路扱いでなければ、幅6メートルでなければ開発行為受けられないんじゃないかと思ったんですけど、その辺について教えてもらいたいなと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、船岡東66号線でございますが、この路線については現在、実は赤道という扱いです。法定外公共物なので。土木事務所と当然協議をして、建築基準法に、指導を受けながらうちを建てられていたということです。今後は、1項1号道路になりますの

で、何ら問題なくということになります。

それから、67号線でございますが、これは平成9年度に開発行為によって生まれた道路でございますが、位置指定をとっている道路でございますが、それに、うちについては全部要件を満たした接続になっているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 開発行為によってとっているということなんですが、66号線が道路扱いになっていない場合、このような形で袋小路になった場合は幅6メートルでなければまずいんじゃないかなと私は覚えているんですが。それでもこれはよかったのかということ。

それと、66号線はそうすると、法以前の道路という扱いでされていたということですか。法以前の道路という形で。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 66号線については、法以前の道路ですね。67号線につきましては、当時の開発のものを見ても、土木事務所からの意見としても4メートルでもっていただいているという状況です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

**これより、議案第43号町道路線の認定についての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日は午後1時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時27分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月7日

議 長                    高 橋 たい子

署名議員 11番 安 部 俊 三

署名議員 12番 森        淑 子